

行政財産使用許可書

須賀川市指令ま第 号

住所 須賀川市

氏名

令和8年 月 日付けで申請のあった市有財産の使用については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4及び須賀川市公有財産規則（昭和41年須賀川市規則第20号）第22条の2の規定により、下記のとおり許可します。

令和8年 月 日

須賀川市長 大寺正晃

記

1 許可の内容

財産の種類及び名称	土地、駐車場
財産の所在地	須賀川市
財産の数量	エリア● / ○区画
使用期間	令和8年5月 日から令和 年 月 日まで
使用目的	駐車場として
使用料	円
摘要	募集要項記載の注意事項を遵守すること。

2 許可の条件

- 使用者は、使用財産を指定目的以外に使用してはならない。
- 使用者は、使用財産を第三者に使用させてはならない。
- 使用者は、使用財産の現状を変更し、又はこれに指定目的以外の工作物を設置してはならない。
- 使用者は、常に使用財産周囲の清掃整頓等の環境浄化に努めなければならない。
- 許可期間中であっても、市が使用財産を公用及び公共用に供するため必要が生じたとき、又は使用者が許可条件に違反したときは、使用許可の全部若しくは一部を取消し、又は変更することがある。

- (6) 使用者は、使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、直ちに使用財産を原状に回復して返還しなければならない。
- (7) 使用者は、その責に帰する事由により使用財産の全部又は一部を滅失し、又は毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。
- (8) 使用者は、使用財産について支出した有益費、必要費その他の費用を請求することができない。
- (9) 使用財産の維持管理等の費用については、全て使用者の負担とする。
- (10) 市において必要があるときは、使用財産について随時実地に検査し資料の提出又は報告を求め、その他その維持使用に関し指示することができる。
- (11) 火災及び盗難等の事故発生のないように十分注意すること。
- (12) 使用財産において、不時の災害が発生し使用者の所有物に損害を与えても市はその責務を負わない。
- (13) 使用者は、使用財産に関する法令を遵守すること。
- (14) 許可の更新をする場合は、期限満了の1か月前までに更新の申込をすること。
- (15) 市が供給を受け支出する電気等の光熱水費について、使用者がその一部を使用する場合は、使用者がその使用に対する計量器等を設置し、市の納入通知書による実使用料金の請求に基づき速やかに支払うこと。

教示

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、須賀川市長に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、須賀川市を被告として（訴訟において須賀川市を代表する者は須賀川市長となります。）、提起することもできます。